

柔道整復トレーナー学科学則細則

(履修方法)

- (1) 授業科目の種類、単位数等は別表のとおりとする。
- (2) 柔道整復トレーナー学科で開設する授業科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び選択必須科目とし、3年に分けて履修させるものとする。
- (3) 柔道整復トレーナー学科においては、学生に対して、別表に規定する教科科目、及び単位数以外の教科科目を選択して履修させることができるものとする。
- (4) 各授業科目の1単位時間は45分とし、講義・演習については1コマ2時間授業を90分とし、単位数は、1単位の履修時間を15～30時間、実験、実習及び実技については1コマ2時間授業を90分又は、3時間授業を135分とし、1単位の履修時間を30～45時間とする。

(授業科目修了の認定)

- (1) 単位認定試験を受ける者は、授業料その他の学費を納めていること。但し、やむを得ない事情により学校が延納を認めている場合はこの限りでない。
- (2) 原則として、該当科目の履修時間3分の2以上の出席時数をもって単位認定試験を受ける資格を与える。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (3) 単位認定は、学科試験、授業・実習態度、及び与えられた課題の合格をもって所定の単位を与える。
- (4) 当該科目の合格点は、60点以上とする。但し、試験形態などを考慮し、当該科目の担当教官の指示があった場合、この限りではない。
- (5) 成績の評価は、90点以上を「秀」、80点～89点を「優」、70～79点を「良」、60～69点を「可」、59点以下を「不可」とし、「不可」は不合格と判定する。
- (6) 前項の5段階評価をもとにGP（グレート・ポイント）を付与して、GPの平均値（グレート・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。））を算出し、学習到達度の指標の一つとし、教育内容等の改善のための組織的な研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。
- (7) 各科目のGPの値及びGPAの算出方法は、別表のとおりとする。
- (8) 学科試験、及び実技試験の不合格者には、期日を定め再試験を実施する。
- (9) 病気その他正当と認められる理由により試験を受験できなかった科目については、追試験によって単位の認定を受けることが出来る。この追試験の実点の8割をもって試験の点数とする。
- (10) 上記の追再試験は、何れも学校の指定した時に実施し、受験しようとする者は、原則として、1科目ごとに試験料壱千円を納入しなければならない。

(既修得履修認定)

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成施設において指定規則別表第1の基礎分野に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、7単位を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。

但し、修業年限は短縮出来ない。本項については、判定会議の議を経て施設長が決定する。

(編入学の要件)

他柔道整復師養成校において、本校1年次または1年次・2年次に取得すべき単位に相当する単位を全て取得済または一部を何らかの形で振替可能または補講等で補填できる場合には、面接等の評価ののち、2年次または3年次へ編入できるものとする。

本項については、判定会議の議を経て施設長が決定する。

(進級及び卒業要件)

- (1) 進級の認定は、学科試験、実技試験、出席状況、学習態度により行う。
- (2) 卒業の認定は、柔道整復トレーナー学科に3年以上在学し、別表のとおり規定する教育内容の全ての単位を修得することにより行う。但し、履修時間に満たない者は、不足時間に該当する補習を行い、規定時間の履修を認める。補習に関しては、本校の定める補習料を納入しなければならない。
- (3) 上記の補習については、該当科目の履修時間2分の1以上の出席時数が必要であり、何れも学校の指定した時に実施する。但し、集中講義や授業回数が15回未満の科目については判定会議による。
- (4) 上記の補習料については、原則として、1科目ごとに、1コマ五千元(90分授業)、又は1コマ七千五百円(135分授業)を納入しなければならない。なお、実技・実習の補習については、別途1コマにつき材料費壱千元とする。但し、年度を超えたものに関しては、本校の定める在籍料を納入しなければならない。
- (5) 資格履修認定は、判定会議の議を経て施設長が認定する。

(判定会議)

各項における判定会議は次のとおりとする。

- (1) 判定会議は、次に掲げる者をもって組織する。
 1. 施設長
 2. 学科長
 3. 教務主任
 4. 担当教官
 5. その他施設長が必要と認める者
- (2) 判定会議は、施設長が招集する。

別表 授業科目修了の認定（7）関係

項目	評価	評語	評語 (G P)	G Pの値
成績評価	90点以上	秀	A	4点
	80点以上90点未満	優	B	3点
	70点以上80点未満	良	C	2点
	60点以上70点未満	可	D	1点
	60点未満	不可	F	0点
単位認定科目の成績評価	認定した場合	認定	P	—

1) G P Aの算出（学期・年間・通算）

$$G P A = (4 \times nA + 3 \times nB + 2 \times nC + 1 \times nD + 0 \times nF) / (nA + nB + nC + nD + nF)$$

2) nA、nB、nC、nD、nFは、それぞれ当該期間に履修した科目のA、B、C、D、Fに対応する総単位数とする。

3) 単位認定の科目、各コースが別途指定する科目は、G P Aの算出対象外とする。

4) 不合格の科目を再履修して合格点を取得した場合および再履修の結果、再び不合格の場合、それぞれ再履修前の評価については、総G P Aには算入しない。

5) 履修辞退した科目の場合は、G P Aの算出対象外とする。

附則1 この細則は、平成20年4月1日より施行する。

附則2 この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附則2-1 この細則は、平成23年4月1日より施行する。

附則3 この細則は、平成26年4月1日より施行する。

附則4 この細則は、平成30年4月1日より施行する。

附則5 この細則は、平成31年4月1日より施行する。

ただし、これ以前に入学した者については、従前のものを適用する。

附則6 この細則は、令和3年4月1日より施行する。